

支援制度一覧

*各制度の内容は掲載時から変更になる可能性があります。詳細は、各制度の問合せ先までお願いします。

	制度名称	分野	対象地域	対象	自治会 町内会 関係					制度説明・支援内容の説明					募集時期	支援内容					「地域の居場 所づくり」への活用	ホームページ	問合せ		
																助成金・ 補助金	人材派遣	物品貸与・提供	場所貸与・提供	相談・情 報提供・ その他	電話			メールアドレス	
1	空家活用のマッチング制度(空家の所有者)	まちづくり	市域(全区共通)	①市内に一戸建の空家や空地を所有し、活用してほしい方 ②空家・空地を活用して地域で活動したい団体	○	○	○	○	×	空家や空地の所有者と、地域活動の拠点を探している団体や事業者との対話の場を設定し、活用につなげていく制度です。利用方法が決まっていない空家や空地をお持ちの方や、空家・空地を活用して地域で活動したい団体の方は、お気軽にご相談ください。					通年	×	×	×	×	○	○	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/sien/akiva/akiyamatching.html	①横浜市住宅供給公社空家の総合案内窓口 ②横浜市市民協働推進センター	①451-7762 ②671-4732	-
2	空家活用のマッチング制度(活動団体)	まちづくり	市域(全区共通)	市民(在住・在勤・在学)で組織され、市民が自由に参加し継続的に活動している団体や、事業者	○	○	○	×	×	空家や空地の所有者と、地域活動の拠点を探している団体や事業者との対話の場を設定し、活用につなげていく制度です。地域で活動したいと考えている団体の方は、お気軽にご相談ください。					通年	×	×	×	×	○	○	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/sien/akiva/akiyamatching.html	横浜市市民協働推進センター	671-4732	-
3	空家活用の専門相談員派遣事業	まちづくり	市域(全区共通)	①空家の所有者、または空家の所有者から改修及び賃貸等の権限の委任を受けた者 ②市民(在住・在勤・在学)で組織され、市民が自由に参加し継続的に活動している団体	×	○	○	○	×	本市と空家等対策の協定を締結している不動産、建築、まちづくり等の専門家団体から相談員を無料で派遣し、空家の賃貸借契約や改修、事業計画の作成等の支援を行います。					通年	×	○	×	×	○	○	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/sien/akiva/akiyahaken.html	建築局住宅政策課	671-4121	kc-jutakuseisaku@city.yokohama.lg.jp
4	空家の改修等補助金(地域貢献[簡易改修]型)	まちづくり	市域(全区共通)	自治会町内会、NPO団体等の地域活動団体、事業者	○	○	○	×	×	空家を「地域活性化に貢献する施設(子育て支援施設、高齢者支援施設、コワーキングスペース、生活利便施設等)として活用する場合に、内外装改修費、耐震改修工事費、DIYの材料費等を補助します。詳細はホームページをご覧ください。					右記参照	○	×	×	×	○	○	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/sien/akiva/kanikaisyu.html	建築局住宅政策課	671-4121	kc-jutakuseisaku@city.yokohama.lg.jp
5	空家の改修等補助金(地域貢献型)	まちづくり	市域(全区共通)	自治会町内会、NPO団体等の地域活動団体、事業者	○	○	○	×	×	空家を「地域活性化に貢献する施設(子育て支援施設、高齢者支援施設、コワーキングスペース、生活利便施設等)として活用する場合に、内外装改修費、耐震改修工事費を補助します。詳細はホームページをご覧ください。					右記参照	○	×	×	×	○	○	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/sien/akiva/akiyatikiken.html	建築局住宅政策課	671-4121	kc-jutakuseisaku@city.yokohama.lg.jp
6	ハマロード・センター事業	まちづくり	市域(全区共通)	【団体の認定基準】 ①活動人数が概ね10名以上 ②活動頻度が原則月1回以上 ③活動範囲が概ね100m以上 ※自治会町内会のほか、企業や学校、商店街等の団体が認定されています。	○	○	○	×	○	身近な道路を守り、愛着をもつていただくボランティアを育成するため、地域のボランティア団体と横浜市が協働して、道路の維持管理等を行う事業です。現在は、地域の有志の方々を始め、自治会・町内会、商店会、学校、企業など、様々な団体の皆様に道路の清掃や美化活動等を行っていただいている。横浜市は活動に使用する清掃用具・ごみ袋等の支援及びごみの回収等の支援を行います。					通年	×	×	○	×	○	-	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/ma-chizukuri-kankyo/doro/kanri/seivo/kanri/hamaroad/supporter.html	道路局管理課	671-2770	do-kanri@city.yokohama.lg.jp
7	横浜市地域まちづくり支援制度(まちづくり支援団体等が行う事業への助成)	まちづくり	市域(全区共通)	まちづくり支援団体(※1)又は準支援団体(※2) ※1 「横浜市まちづくりコーディネーター等及びまちづくり支援団体の登録等に関する要綱」により登録された団体 ※2 ※1を目指す又は※1と同等に地域まちづくりを支援することができる市民等の団体	×	○	○	×	×	市民のまちづくり活動を支援することを目的とした、まちづくり支援団体又は準支援団体が行う事業に対して、活動費の助成を行います。また、準支援団体に対して、まちづくりコーディネーター(専門家)の派遣を行います。					通年	○	○	×	×	○	-	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/ma-chizukuri-kankyo/toshiseibi/suishin/sasaeru/shienseido.html	都市整備局 地域まちづくり課	671-2696	tb-suisinjorei@city.yokohama.lg.jp
8	横浜市地域まちづくり支援制度(まちづくり活動団体等が行う活動や事業への助成)	まちづくり	市域(全区共通)	横浜市地域まちづくり推進条例に基づき登録した「地域まちづくりグループ」、同条例に基づき認定を受けた「地域まちづくり組織」又は「建築協定運営委員会」	○	○	○	×	○	市民発意のまちづくりを推進するため、地域における組織づくり、プラン・ルールづくり等のまちづくり活動に対して、まちづくりコーディネーター(専門家)の派遣や、活動費の助成を行います。また、地域まちづくりプラン等の計画に基づき、まちの整備に要する事業費の助成を行います。					通年	○	○	×	×	○	○	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/ma-chizukuri-kankyo/toshiseibi/suishin/sasaeru/shienseido.html	都市整備局 地域まちづくり課	671-2696	tb-suisinjorei@city.yokohama.lg.jp
9	ヨコハマ市民まち普請事業「子育てプラス」	まちづくり	市域(全区共通)	施設を整備する地域の住民等を3名以上含むグループ ※参考:提案要件は、住民等が持つ新しい発想・方法、地域の資源などを生かした取組で、地域まちづくりに寄与すると考えられる提案など	○	○	○	×	○	地域の課題解決や魅力向上のための施設整備を伴うまちづくりの提案を募集し、二段階の公開コンテストにより選考された提案に、最大500万円の整備助成金を交付します。令和5年度から「子育てプラス」として、支援体制等を拡充しています。子育て支援や地域交流、高齢者の見守り、自然環境の保全、歴史資源の活用、防災、防犯など、テーマや分野は問いません。(通年)					令和7年2月12日～5月30日	○	○	×	×	○	○	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/ma-chizukuri-kankyo/toshiseibi/suishin/machibushin/machibushin.html	都市整備局 地域まちづくり課	671-2679	tb-seibiteian@city.yokohama.lg.jp

	制度名称	分野	対象地域	対象						制度説明・支援内容の説明	募集時期	支援内容					'地域の居場所づくり'への活用	ホームページ	問合せ	電話	メールアドレス
					自治会町内会関係	NPO法人	市民活動団体	個人	その他			助成金・補助金	人材派遣	物品貸与・提供	場所貸与・提供	相談・情報提供・その他					
10	市民主体の身近な施設整備に対する支援	まちづくり	市域(全区共通)	横浜市地域まちづくり推進条例に基づき登録した「地域まちづくりグループ」、同条例に基づき認定を受けた「地域まちづくり組織」	○	○	○	×	○	地域福祉保健計画等、区と地域で策定されたプランに基づき市民が行う身近な施設整備を支援します。 ・計画の具体化や整備計画策定のための専門家(まちづくりコーディネーター)派遣 ・まちづくり活動助成金 ・整備費(設計費、工事費、工事管理費)助成金	通年	○	○	×	×	○	○	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/ma-chizukuri-kankyo/toshiseibi/suishin/sasaeru/mizika.html	都市整備局 地域まちづくり課	671-2696	tb-suisinjorei@city.yokohama.lg.jp
11	あおばスタート補助金	まちづくり	区域	青葉区内の地域課題の解決につながる事業を実施する2人以上で構成され、民主的な意思決定の場のある団体	○	○	○	×	×	青葉区内の地域課題解決につながる継続的な取組のスタートを支援します(これからはじめる事業又は既存の事業の改善や見直しを行う事業)。 【補助額・率】 ・初年度:30万円上限(補助対象経費の9/10上限) ・2年度:15万円上限(補助対象経費の1/2上限)	令和7年4月	○	×	×	×	○	○	https://www.city.yokohama.lg.jp/aooba/kuras hi/kyodo/manabi/kyodo_shien/aooba_start.html	青葉区地域振興課地域力推進担当	978-2286	ao-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp
12	あさひのつながり応援補助金	まちづくり	区域	旭区民を含む2人以上の団体	○	○	○	×	○	地域住民のつながりづくりなど、身近な地域における課題解決に向けた新たな取り組みの立ち上げを支援することを目的に事業費の一部を補助します。 【補助年数】1年 【上限額】5万円 【補助率】9／10	令和7年4月～12月末	○	×	×	×	○	○	https://www.city.yokohama.lg.jp/asahi/kuras hi/kyodo/manabi/kyodo_shien/shimin/tsunagari/	旭区地域振興課地域力推進担当	954-6028	as-mirai@city.yokohama.lg.jp
13	泉区地域運営補助金	まちづくり	区域	「地区経営委員会」(自治会町内会及び各種団体で組織され、地域経営やまちづくりの推進に取り組む団体) ※名称は地区により異なります	○	○	○	×	○	【募集時期】 申請意思を総会等で決定後30日以内 「地区経営委員会」への運営補助 会議室の借り上げ、事務費など「地区経営委員会」の運営に関する補助(年間経費の10分の9、上限5万円)	通年	○	○	×	×	○	—	—	泉区区政推進課地域力推進担当	800-2333	iz-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp
14	いそごサロン事業助成金	まちづくり	区域	参加者に磯子区民が5名以上含まれている任意の団体の事業であること 市、区、市社協、区社協、その他同様の組織からの委託・補助・助成事業でないこと	×	×	○	×	○	新規立ち上げの受付は4月7日～12月19日 ※磯子区民5名以上が集まり開催する茶話会等のサロン事業について費用の一部を助成します。 ※助成金の対象にならない経費は酒類に関する経費や打ち合わせに係る経費等で、会場代・消耗品費・印刷代・食材費・講師謝金等にご利用いただけます。	令和7年4月	○	×	×	×	○	—	https://www.isoshakyo.com/	磯子区社会福祉協議会	751-0739	isoshakyo@yokohama.lg.jp
15	かながわ地域支援補助金【地域づくり大学校卒業生支援コース】	まちづくり	区域	神奈川区地域づくり大学校卒業生が2人以上(うち1人以上は卒業後3年以内の者)の団体	○	○	○	×	×	神奈川区地域づくり大学校を卒業後、“アクションプラン”(第5期生以前は“夢プラン”)の実現等に向けて、卒業生同士が地域とゆるやかにつながりながら活動を継続・発展させ、地域課題解決または魅力発信が期待できる新たな取組に対して、補助金交付等の支援を行います。	1月頃	○	×	×	×	○	—	https://www.city.yokohama.lg.jp/kanagawa/kurashi/kyodo/manabi/kyodo_shien/tiiki-hojoikin.html	神奈川区区政推進課	411-7026	kg-tiiki@city.yokohama.lg.jp
16	金沢区市民活動サポート補助金	まちづくり	区域	団体の構成員が5人以上で、その半数以上が金沢区内に在住、在勤、在学団体及び代表者の存在が明確であること 過去3回以上本補助金の交付を受けていない団体 補助対象事業は不特定多数の区民が参加できる形態であること	×	○	○	×	×	地域の活性化や豊かなコミュニティづくりを目指す市民の自主的な活動に対し、補助金を交付します。 【補助率】 1回目:5分の4、2～3回目:2分の1。 【補助上限額】 青少年健全育成、国際交流、文化芸術、環境保全、子育て支援(上限30万円) 生涯学習講座(上限15万円)	令和7年7月、令和8年1月(予定)	○	×	×	×	○	—	https://www.city.yokohama.lg.jp/kanazawa/kurashi/kyodo/manabi/kyodo_shien/shienjyoyu/supporthojokin.html	金沢区地域振興課区民活動支援担当	788-7806	kz-chishin@city.yokohama.lg.jp
17	金沢区空き家等を活用した地域の「茶の間」支援事業	まちづくり	区域	民主的な意思決定の場があり、年度を超えた継続的な取組を行っている区民(在住・在勤・在学)で構成された団体	○	○	○	×	○	補助対象となる事業は空き家、空き店舗等を活用し、不特定多数の区民を対象とした地域課題の解決を図る事業 【補助率】10分の9 【補助上限額】 新規申請事業(上限150万円) 継続申請事業(上限50万円) 事業開始のための予備調査(1回に限り上限10万円) ※年度中に募集を締め切る場合があります。事前にご相談下さい。	令和7年4月から9月 ※予算に達し次第終了	○	×	×	×	○	○	https://www.city.yokohama.lg.jp/kanazawa/kurashi/kyodo/manabi/kyodo_shien/kanazawa/chiikizukuri/kanazawa-chanoma.html	金沢区地域振興課地域力推進担当	788-7809	kz-tiikiryoku@city.yokohama.lg.jp
18	港北区地域のチカラ応援事業	まちづくり	区域	主に港北区在住・在勤・在学の5人以上で構成され、一定の活動実績があり、公益的活動を行う団体	○	○	○	×	○	地域課題の解決を図るとともに、港北区の魅力を高めることを目的とした活動に補助金を交付します。 【支援メニュー・補助金上限】 ①チャレンジコース 30万円 ②パートナーシップコース 地域の活動に港北区役所の後援名義	①は新規募集停止 ②は通年	○	×	×	×	○	○	https://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/kyodo/manabi/kyodo_shien/chikara/	港北区地域振興課地域力推進担当	540-2247	ko-chikara@city.yokohama.lg.jp

	制度名称	分野	対象地域	対象						制度説明・支援内容の説明	募集時期	支援内容					'地域の居場所づくり'への活用	ホームページ	問合せ	電話	メールアドレス
					自治会 町内会 関係	NPO法 人	市民活 動団体	個人	その他			助成金・ 補助金	人材派 遣	物品貸 与・提供	場所貸 与・提供	相談・情 報提供・ その他					
19	瀬谷区いきいき区民活動支援補助金	まちづくり	区域	自主的な活動を行っている又は行うことをを目指す団体構成員が5人以上(団体支援部門は3人以上)で、半数以上が区内在住・在勤・在学者である団体または瀬谷区民を対象にかつ瀬谷区を中心に活動する団体政治、宗教活動及び営利を目的としていない他の補助金を受けていない	×	○	○	×	○	瀬谷区の地域課題解決や活性化を目的に実施する事業や活動へ補助金を交付します。事業内容や参加者数により補助金の上限額が異なります。 【事業支援部門】 区民へ参加を呼びかけ実施する事業。補助金上限10万円(大規模事業は50万円)かつ補助対象経費の7割以内。 【テーマ型支援部門】 区があらかじめ定めたテーマに対し、取り組む事業。補助金上限12万円(大規模事業は55万円)かつ補助対象経費の8割以内。 【団体支援部門】 地域活動の手法習得や自主事業実施に向けた活動支援。補助金上限5万円(同一団体への交付は上限3回)	令和6年12月～令和7年1月	○	×	×	×	○	—	https://www.city.yokohama.lg.jp/seya/kuras hi/kyodo/manabi/kyodo_shien/shien/r7ikiki.html	瀬谷区地域振興課区民協働推進係	367-5696	se-kyoudou@city.yokohama.lg.jp
20	せやの地域づくり塾(コーディネーター派遣)	まちづくり	区域	連合自治会町内会、単位自治会町内会、地区社会福祉協議会、地域の課題解決や魅力づくり等に取り組んでいる区民活動団体	○	○	○	×	×	地域課題解決のコーディネーターを派遣し、連合をはじめとする地域活動団体、区役所と協働で課題解決を図るために講座や話し合いなどを実施します。実施内容はご相談の上オーダーメイド方式で決定します。	令和7年12月末まで	×	○	×	×	○	○	—	瀬谷区地域振興課地域力推進担当	367-5789	se-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp
21	鶴見区新たなチャレンジ応援補助金	まちづくり	区域	①構成員が3人以上、かつその半数以上が鶴見区民で、区民が自由に参加できる活動を行う(ボランティアグループ、市民活動団体、NPO法人、自治会町内会等) ②継続して活動中、又は継続して活動する見込みがある ※①②ともに該当する団体	○	○	○	×	×	区民が自主的に取り組む地域の課題解決に向けた事業について、事業開始から3年以内の新たな取組を支援します(補助額上限10万円) ◆活動経費の助成(1団体あたり) 1年目:上限10万円(補助対象経費の10分の9以内) 2年目:上限5万円(補助対象経費の10分の5以内) 3年目:上限3万円(補助対象経費の10分の3以内)	例年2月頃	○	×	×	×	×	—	https://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/ku rashi/kyodo/manabi/kyodo_shien/genki/chal lengehoiyoinkin.html	鶴見区区政推進課地域力推進担当	510-1678	tr-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp
22	戸塚区地域の居場所づくり補助金	まちづくり	区域	[主な要件] ◆団体及び代表者の存在が明確で、事業拠点が戸塚区内にあり、構成員が5人以上かつ半数以上が戸塚区内に在住等している ◆組織の運営に関する規約がある ◆継続的な取組を行えることが認められる	○	○	○	×	×	◆地域の居場所づくりによって、地域福祉の推進など地域の課題解決を図る事業に補助金を交付します。 ◆補助額は、補助対象経費の10分の9を限度に、1年目は25万円を上限。 ※詳細はお問合せください。	令和7年4月～5月	○	×	×	×	○	○	https://www.city.yokohama.lg.jp/totsuka/ku rashi/kyodo/manabi/kyodo_shien/ibasyo/default20240328.html	戸塚区区政推進課	866-8328	to-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp
23	まちづくりアドバイザー派遣	まちづくり	区域	地区連合、自治会・町内会、又は自治会・町内会が関わる協議会等の組織	○	×	×	×	×	地域が実施するまちづくり活動の企画・運営に対し、専門的な立場から助言を行うアドバイザーを派遣し、地域の自主的活動を支援します。	通年	×	○	×	×	×	—	https://www.city.yokohama.lg.jp/nishi/kuras hi/kyodo/manabi/kyodo_shien/adviser.html	西区区政推進課地域力推進担当	320-8319	ni-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp
24	地域のつながり施設設置事業	まちづくり	区域	区内の自治会又はその連合、もしくはそれらが認める団体	○	×	×	×	×	空き地を活用した地域花壇・菜園や、空き家・空き店舗を活用した地域のつながりづくりに寄与する施設(地域団体の活動拠点等)の設置支援を行います。 区から土地等の所有者に奨励金を支払います(地域団体は無償で利用)。 【奨励金】 ・空き家等は建物固定資産税・都市計画税の全額。 ・空き地は土地固定資産税・都市計画税の1/2又は土地面積(m ²)×30円の高い方。上限20万円。	通年	×	×	×	○	○	○	—	緑区区政推進課企画調整係	930-2217	md-kikaku@city.yokohama.lg.jp
25	緑区専門家派遣事業	まちづくり	区域	区内の自治会又はその連合、もしくは区内の非営利団体	○	○	○	×	×	次世代の育成や自治会等の活性化に資すると区長が認めた取組に対して、助言・指導を行う専門家を派遣します。 ※単なる講演会や趣味・娯楽の領域に関するものには派遣できません。 ※1つの取組に対し、1回あたり2～3時間、1年間で12回を限度に最長3年間派遣します。派遣に要する費用は緑区が負担します。	通年	×	○	×	×	○	—	—	緑区区政推進課企画調整係	930-2217	md-kikaku@city.yokohama.lg.jp
26	緑区地域課題チャレンジ提案事業	まちづくり	区域	緑区内で主たる活動を行う団体	○	○	○	×	○	緑区の課題解決のために行う公益的事業に対して、審査を経て経費の一部を助成します。 【はじめの一歩コース】上限10万円 補助率3/4以内:単年度 【チャレンジコース】上限10万円 補助率1/2以内 ※チャレンジコースは最大3年間(2年目上限7万円、3年目上限5万円)	例年2月	○	×	×	×	○	—	https://www.city.yokohama.lg.jp/midori/kuras hi/kyodo/manabi/kyodo_shien/dantai/teian.html	緑区地域振興課地域力推進担当	930-2237	md-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp
27	中区地域づくりアドバイザー等派遣	まちづくり	区域	地域の課題解決や魅力づくりの活動に主体的に取り組む、地区連合・町内会、自治会町内会、又はこれらが関わる協議会等	○	○	○	×	×	専門的な立場から助言を行うアドバイザー等を派遣	通年	×	○	×	×	×	—	https://www.city.yokohama.lg.jp/naka/kuras hi/kyodo/manabi/kyodo_shien/20230807134939598.html	中区地域振興課地域力推進担当	224-8136	na-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp

	制度名称	分野	対象地域	対象						制度説明・支援内容の説明	募集時期	支援内容					「地域の居場所づくり」への活用	ホームページ	問合せ	電話	メールアドレス
					自治会 町内会 関係	NPO法 人	市民活 動団体	個人	その他			助成金・ 補助金	人材派 遣	物品貸 与・提供	場所貸 与・提供	相談・情 報提供・ その他					
28	みんながつながる地域づくり補助金	まちづくり	区域	地域の課題解決や地域活性化を目的としている、自治会町内会をはじめ地域の様々な主体が連携・協働している団体	○	○	○	×	○	【補助金交付】 1年目 補助対象額の9割及び10万円まで 2年目 補助対象額の9割及び5万円まで 3年目 補助対象額の9割及び3万円まで 【補助期間】 連続した最大3年間 ※毎年度審査あり	令和7年5月末	○	×	×	×	×	—	https://www.city.yokohama.jp/naka/kurashi/kyodo/manabi/kyodo_shien/mintsuma.html	中区地域振興課地域力推進担当	224-8136	na-chiikiryoku@city.yokohama.jp
29	南区ちよこっとコーディネーター	まちづくり	区域	①南区内の自治会町内会又は自治会町内会がかかる協議会、南区を活動拠点とする任意団体等 ②継続して活動中若しくは新たに設立する団体、又は南区施設間連携事業に参画する区民利用施設等 ※①②ともに該当する団体	○	○	○	×	×	南区内における地域の課題解決や魅力づくりを目的とした団体の主体的・継続的な活動を支援するため、及び区民利用施設等の連携を促進するため、専門的な立場から助言を行うコーディネーターを派遣します。 ※派遣回数は単年度内で原則3回まで	通年	×	○	×	×	×	—	https://www.city.yokohama.jp/minami/kurashi/kyodo/manabi/kyodo_shien/suishin/mn-chokocode.html	南区地域振興課地域力推進担当	341-1239	mn-chiikiryoku@city.yokohama.jp
30	南区地域の力応援補助金	まちづくり	区域	新たに地域の課題解決に取り組む次の団体(①は必須、かつ②~④のいずれか) ①自治会町内会長ではない者が2名以上 ②寺子屋みなみ等の修了生が2名以上 ③南区内の自治会町内会と連携する団体 ④すでに課題解決に取り組んでおり他団体と連携する団体	○	○	○	×	×	南区内で地域の課題解決に取り組む団体・グループに対し、補助金を交付します。 【補助額】 上限15万円(初年度) ※②は補助対象経費の10分の9、③、④は補助対象経費の10分の7を限度とします。 【補助期間】 最大3年間補助 ※毎年度審査あり	令和7年4月1日～4月18日	○	×	×	×	×	—	https://www.city.yokohama.jp/minami/kurashi/kyodo/manabi/kyodo_shien/suishin/hojokin.html	南区地域振興課地域力推進担当	341-1239	mn-chiikiryoku@city.yokohama.jp
31	あつたかみなみ活動支援補助金	まちづくり	区域	【対象団体】 ・会則等の定めがあり、自主的かつ主体的に活動を行うことができる団体 ・南区民を中心に構成された団体または南区を中心に活動する団体 【対象事業】 ・地域の活性化やにぎわいのあるまちづくりに取り組む事業	○	○	○	×	×	【対象経費】 ・事業運営費(対象経費の制限あり) 【補助額】 1 事業支援コース 最高30万円 (1年目上限:対象経費の7割) (2年目上限:対象経費の6割) (3年目上限:対象経費の5割) 2 スタートアップコース 最高100,000円(上限:対象経費の8割)	令和7年3月1日～4月10日	○	×	×	×	×	—	https://www.city.yokohama.jp/minami/kurashi/kyodo/manabi/manabi/bunka/kumin-bunka.html	南区地域振興課区民活動推進係	045-341-1238	mn-bunka@city.yokohama.jp
32	港南区区民企画運営講座	まちづくり	区域	港南区民(在住・在学・在勤)3名以上の、主に区内を拠点とした活動を予定しているグループであること	×	×	○	×	○	地域の課題などについて、同じ思いの人との交流を通して、考え方を深めながら解決を目指す活動を支援します。 【支援内容】 講座の企画・実施のための情報提供・相談、広報の協力、会場の紹介、講座実施にかかる経費の助成(補助金上限5万円)、一時託児の実施 など	令和7年12月まで	○	×	×	×	○	—	https://www.city.yokohama.jp/koen/kurashi/kyodo/manabi/manabi/svougaigakusyu.html	港南区地域振興課	847-8399	kn-chishin@city.yokohama.jp
33	港南区地域力アップ補助金	まちづくり	区域	地区連合町内会及び地区社会福祉協議会を含む2つ以上の主体が連携して行う事業	○	×	×	×	×	地区連合町内会、地区社会福祉協議会が連携していることを前提とした地域活動で、地域の課題解決に関わるものについて補助金を交付し、活動を支援します。	令和7年4月～9月	○	×	×	×	×	—	http://www.konan-kurenkai.org/officer/officer.html	港南区地域振興課地域力推進担当	847-8383	kn-chiiki@city.yokohama.jp
34	縁ジンミーティング	まちづくり	区域	都筑区内で活動している団体・人材	○	○	○	×	×	地域で活動している団体に向けて、活動内容のレベルに応じて必要な知識やノウハウについて講座を実施するとともに、経験年数の近い同士での交流を図ります。	不定期	×	×	×	×	○	—	https://www.city.yokohama.jp/tsuzuki/kurashi/kyodo/manabi/kyodo_shien/shien/katsudo/kouza/R6enjin-meeting.html	都筑区民活動センター	948-2237	tz-katsudo@city.yokohama.jp
35	地域で楽しむ大人の部活動	まちづくり	区域	一般区民	×	×	×	○	×	地域で何かを始めたい人をつなげるための講座を実施します。	未定	×	×	×	×	○	—	https://www.city.yokohama.jp/tsuzuki/kurashi/kyodo/manabi/kyodo_shien/shien/katsudo/kouza/aaaaa.html	都筑区民活動センター	948-2237	tz-katsudo@city.yokohama.jp
36	都筑区区民活動補助事業	まちづくり	区域	市民活動団体	×	○	○	×	×	自主的かつ主体的に行う、公益性が高く地域課題の解決につながる事業に補助金を交付します。	令和7年4月～	○	×	×	×	×	—	https://www.city.yokohama.jp/tsuzuki/kurashi/kyodo/manabi/kyodo_shien/shien/katsudo/hoiyokin.html	都筑区民活動センター	948-2237	tz-katsudo@city.yokohama.jp